

# 「地域限定保育士」の創設

(政令市による当該保育士試験の実施を含む)

(国家戦略特別区域法 第12条の5)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

- ・保育士試験は、毎年1回のみ都道府県が実施している(回数制限はなし)
- ・都道府県へ年2回の実施について通知するもインセンティブが働かず実施されない

### 特例措置

- ・2回目の保育士試験を促す仕組みとして、3年間は当該区域内のみ有効の「地域限定保育士」制度を創設
- ・都道府県が通常試験を2回以上、又は地域限定保育士試験を実施しない場合、特区内の政令市が地域限定保育士試験を実施することができる
- ・実技試験を実技講習に代えることができる

### 効果

- ・地域における保育士の確保に一定程度寄与することが期待される

## 規制改革の概要

保育士確保が難しい状況の改善に向け  
保育士試験を年2回以上行う仕組みを構築



平成27年度：地域限定保育士の合格者は全国の合格者の1割以上

保育士候補の掘り起こしに高い効果



平成28年度：地域限定保育士試験がきっかけとなり、全国的に通常試験が年2回に